

2) 高 知 県

さんご漁業現況調査

昭和57年2月現在

項目	年	54	55	56	備考
知事許可隻数		581(隻)	583(隻)	473(隻)	12月末現在
稼動隻数		(581)隻	(583)隻	(473)隻	漁閉期漁業としてほぼ全船出漁実績あり
採取量	総計	5,400(kg)	4,220(kg)	5,544(kg)	色別内訳については、詳細不明のため聞き取りによる配分比(赤90%、桃色10%、その他なし)に基づき記載した。
	うち白さんご	—	—	—	
	桃色さんご	540	422	554	
	赤さんご	4,860	3,798	4,990	
水揚金額	その他	—	—	—	
	総計	789,260(千円)	621,110(千円)	864,750(千円)	同上
	うち白さんご	—	—	—	
	桃色さんご	78,930	62,120	86,470	
	赤さんご	710,330	558,990	778,280	
その他参考となるべき事項	その他	—	—	—	

その他参考となるべき事項

(1) 許可方針、内容及び許可の制限、条件等

(ア) 東部・中部海域 — 室戸岬沖におけるさんご漁業許可取扱方針(別紙1)及び許可証写し(別紙3)参照

(イ) 西部海域 — 足摺岬等周辺海域におけるさんご漁業の許可、取扱方針(別紙2)及び許可証写し(別紙4)参照

(2) 許可船の所属都県別内訳

全船、高知県所属船(他県所属船なし)

(3) 許可船の規模別内訳

階層	~3トン	3~5トン	5~10トン	10~20トン	20トン~	総計	備考
隻数	62	416	60	45	—	583	(昭55.12月末現在)

(4) 主漁場概略図 別紙5

室戸岬沖におけるさんご漁業許可取扱方針

(目的)

第1条 この方針は、室戸岬沖合周辺海域におけるさんご漁業について、漁業に関する法令とあいまって漁業秩序の維持をはかるため、基本的な事項を定め許可を取り扱うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この方針は、高知県漁業調整規則第7条第5号に規定するさんご漁業について、当該方針第3条の操業区域の海面に適用する。

(操業区域)

第3条 操業区域は次の海域とする。

(1) 室戸市室戸岬町ビシャゴ瀬から真方位154度0分の線以西、室戸市室津港赤灯台と行当岬突端を結ぶ直線の中央点を通過する真方位203度0分の線に至る高知県地先海域。

ただし、距岸2海里以内の海域及び「ヒコ礁」の頂点を中心とした半径300メートルの円周内の海域を除く。

(操業期間)

第4条 操業期間は3月1日から10月31日までとする。

(船舶の総トン数の最高限度)

第5条 許可対象の船舶は総トン数20トン未満の船舶とする。

(許可有効期間)

第6条 当該漁業の許可の有効期間は3年とする。

(漁具等の制限)

第7条 漁具等の制限は次のとおりとする。

- (1) 使用する漁具は、長さ300メートル以内のひき網にさんご網を連結したもの2統以内とする。
- (2) さんご網の網地は着色のものを使用しなければならない。
- (3) ポリエチレン系統のロープを使用してはならない。
- (4) 不用になった網は、漁場へ投棄してはならない。

(許可対象者)

第8条 許可対象者は、甲浦漁業協同組合以西、芸西漁業協同組合までの漁業協同組合の組合員であって、現に漁船漁業を営む者のうち所属組合長の認める者とする。

(許可船舶の表示)

第9条 許可船舶は、別記様式による標識板と船橋の両舷に他から見やすいように表示しなければならない。

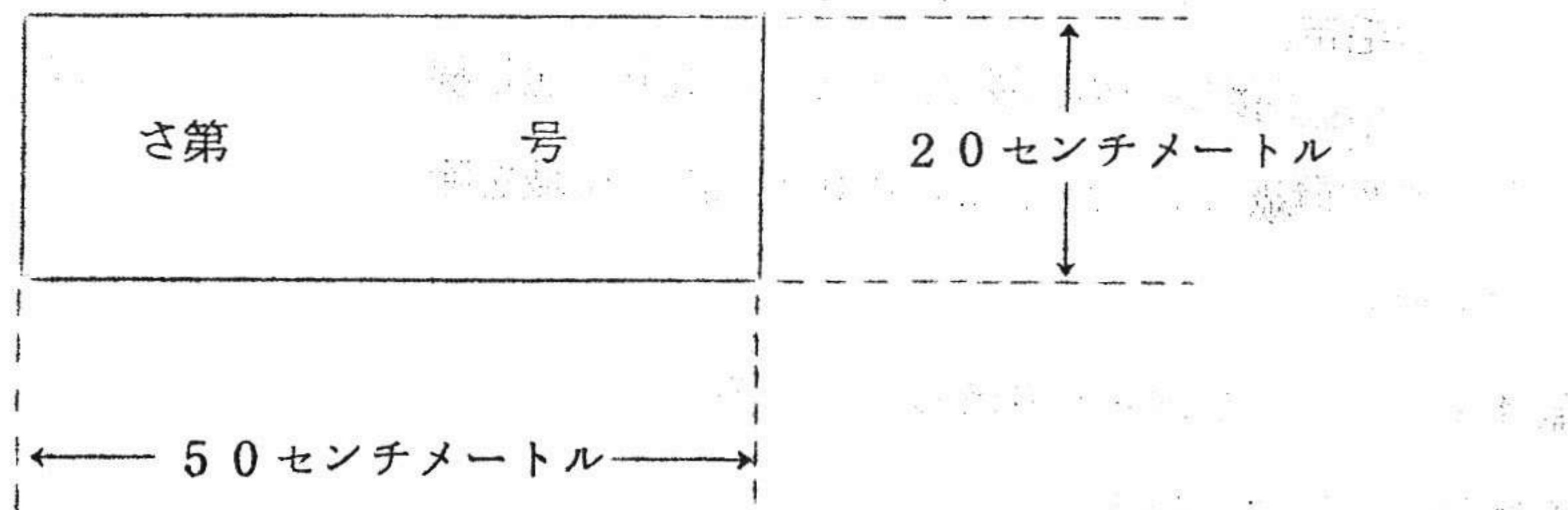
(法令違反の措置)

第10条 法令に違反した者に対しては、高知県行政処分方針に基づく厳正な処分を行う。

付 則

1. この方針は、昭和50年7月8日から施行する。
2. 従来の室戸岬沖「さんご」採取取扱方針は廃止する。

別記様式



- 注 1. 標識板の地色は赤色であり、文字は黒色である。
2. さ第 号は、当該許可番号である。

足摺岬等周辺海域におけるさんご漁業の 許可取扱方針

足摺岬等周辺海域におけるさんご漁業については、高知県漁業調整規則（以下規則という）によるほか、この方針の定めるところによる。

（目的）

第1条 この方針は、足摺岬等周辺海域におけるさんご漁業について資源の保護及び、漁業調整等を考慮して、当漁業の統制ある操業を行なうことを目的とする。

（許可対象者）

第2条 許可対象者は、管内漁業協同組合（以下「漁協」という）の組合員であつて、現に、漁船漁業を當む者のうち、所属漁協組合長の認める者とする。

（操業区域）

第3条 操業区域は次のとおりとする。

土佐清水市足摺岬灯台から磁針方位135度0分の線以西の高知県地先海面。ただし、宿毛市沖ノ島南側（白岩崎宴瀬共同漁業権境界基点と姫島きたお見通し線南廻り、弘瀬芦の川共同漁業権境界基点と三ッ瀬頂上見通し線までの地先）では、距岸1,000m、その他海域では、距岸2,000m以内の海域を除く。

（許可統数）

第4条 許可統数は450統以内とする。

（漁具の規模及び数）

第5条 使用する漁具は、直径2.0cm、長さ375m以内のひき網にさんご網を連結したもの、3統（けたを使用する時は2統）以内とする。

（使用船舶の制限等）

第6条 使用船舶は総トン数20トン未満の漁船とする。

使用船舶は、当該許可名義人の漁船登録上の所有船又は、使用船とし、用船は認めない。

（許可等をしない場合）

第7条 次のいずれかに該当する場合は許可しない。

- (1) 漁業に関する法令及び行政指導等に従わない者。
- (2) 知事が許可することを不適当と認める場合。

(許可の制限又は条件)

第8条 許可にあたっては次の条件を付するものとする。

- (1) 使用する漁具は直径2.0cm、長さ375m以内のひき綱にさんご網を連結したもの3
統(けたを使用する時は2統)以内とする。
- (2) 他の漁業権漁業の操業を妨げてはならない。
- (3) 当該漁業の操業には、本許可証に記載された船舶以外の船舶を使用してはならない。
- (4) 日没から日出までの間は操業してはならない。
- (5) 許可名儀人は所属漁協を通じて、毎年1月末日までに前年の月別漁獲量を幡多事務所
長に報告すること。

(遵守すべき事項)

第9条 許可名儀人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用しなくなった古綱を海中に投棄しないこと。
- (2) 冬期の操業は自粛すること。
- (3) 使用する漁船の安全を図るためさんご漁具は必要最少限にとどめること。

(違反者に対する処分)

第10条 規則に定めるもののほか、この方針に違反したものは、更新期の許可を行なわないこ
とがある。

附 則

この取扱方針は昭和56年9月30日から施行する。

許可番号 第 号	
さんご漁業許可証	
住 所 高知県	
氏 名 (名称)	
1. 漁業種類 さんご漁業	
2. 操業区域 裏面記載のとおり	
3. 操業期間 3月1日から 10月31日まで	
4. 船舶	
(1) 船名	丸
(2) 漁船登録番号 KO	一
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル	馬力
5. 許可の有効期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	
6. 制限又は条件 裏面記載のとおり	
昭和 年 月 日	
高知県知事	

この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

(許可証裏面)

操業区域

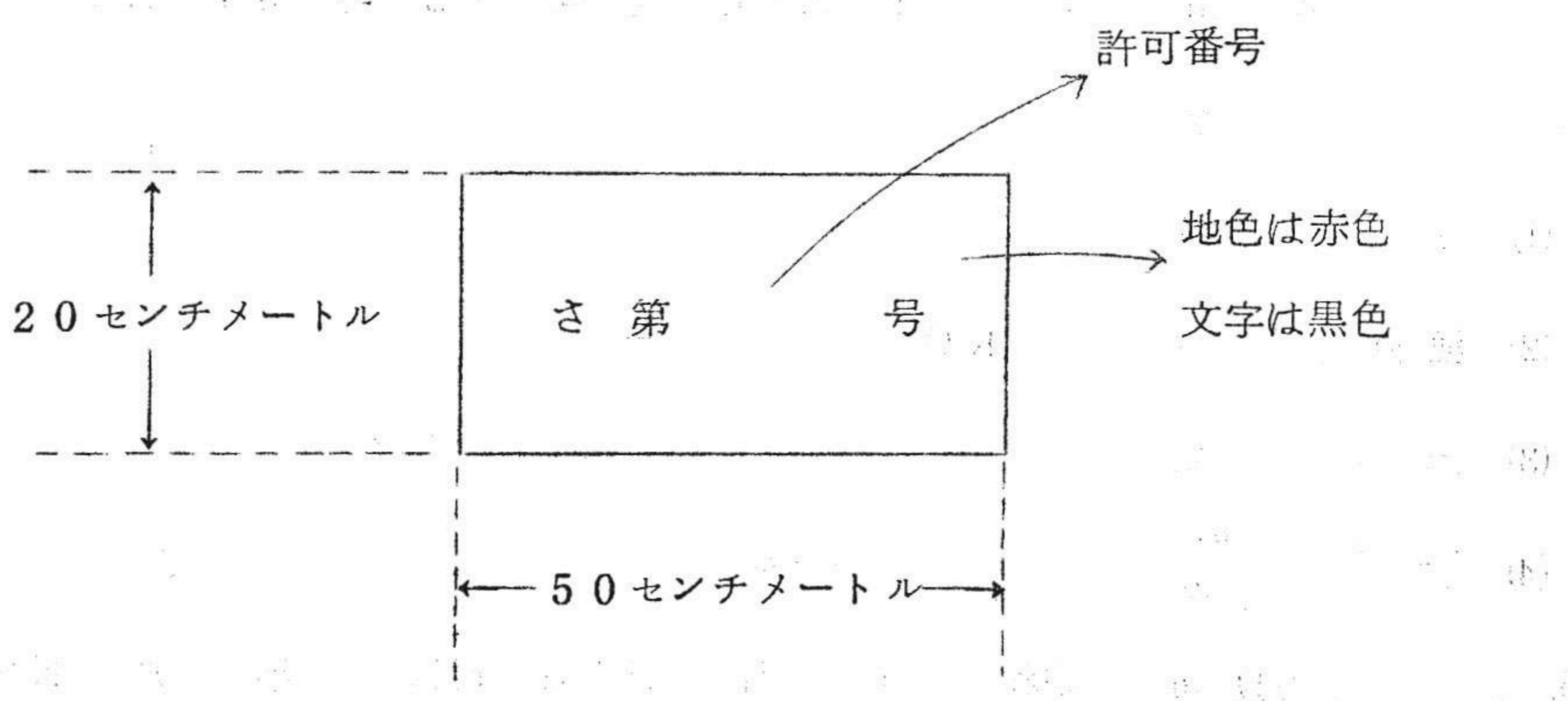
室戸市室戸岬町ビシャゴ瀬から真方位154度0分の線以西、室戸市室津港赤灯台と行当岬突端を結ぶ直線の中央点を通過する真方位203度0分の線に至る高知県地先海域。

ただし、距岸2海里以内の海域及び「ヒコ礁」の頂点を中心とした半径300メートルの円周内の海域を除く。

制限又は条件

- 漁具の規模及び数は、長さ300メートル以内のひき綱にさんご網を連結したもの2続以内とする。
- 操業中は、別記様式による標識板を船橋の両舷に他から見やすいように表示しなければならない。
- 許可期間満了後、月別漁獲量を県水産課まで報告すること。

(別記様式)



厳守すべき事項

- 室戸岬沖における、さんご漁業許可取扱方針に定められた事項は厳守しなければならない。
- 芸東地区懇談会において申し合わされた、漁業調整上の事項は厳守しなければならない。

許可番号	幡海さん第	号
さんご漁業許可証		
住所		
氏名(名称)		
1. 漁業種類	さんご漁業	
2. 操業区域	裏面記載のとおり	
3. 操業期間	1月1日から同年12月31日まで	
4. 船舶		
(1) 船舶名		
(2) 漁船登録番号	KO	一
(3) 総トン数	トン	
(4) 推進機関の種類 及び馬力数	ジーゼル	馬力
5. 許可の有効期間	昭和 年 月 日から	昭和 年 月 日まで
6. 制限又は条件	裏面記載のとおり	
昭和 年 月 日		
高知県知事		

(許可証裏面)

2. 操業区域

土佐清水市足摺岬灯台から磁針方位 135 度 0 分の線以西の高知県地先海面。ただし、宿毛市沖ノ島南側（白岩崎宴婆共同漁業権境界基点と姫島きたお見通し線南廻り弘瀬芦の川共同漁業権境界基点と三ッ瀬頂上見通し線までの地先）では、距岸 1,000m、その他の海域では、距岸 2,000m 以内の海域を除く。

6. 制限又は条件

許可にあたっては次の条件を付するものとする。

- (1) 使用する漁具は直径 2.0 cm、長さ 375 m 以内のひき網にさんご網を連結したもの 3 統（けたを使用する時は 2 統）以内とする。
- (2) 他の漁業権漁業の操業を妨げてはならない。
- (3) 当該漁業の操業には、本許可証に記載された船舶以外の船舶を使用してはならない。
- (4) 日没から日出までの間は操業してはならない。
- (5) 許可名儀人は所属漁協を通じて、毎年 1月末日までに前年の月別漁獲量を幡多事務所長に報告すること。

付 記

この処分に対して不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に農林水産大臣に審査請求することができる。

高県さんご漁場図

高 知 県

四 国

愛 媛 県

